

■新旧対応表

新	旧																																																																																																																																		
<p>(P 3)</p> <p style="text-align: right;">序章</p> <p style="text-align: center;"><b>長崎市歴史的風致維持向上協議会名簿</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>所属団体等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学識経験者</td> <td>下川 達彌◎</td> <td>活水女子大学学術研究所 特別教授 長崎市文化財審議会 会長</td> <td>考古学 博物館学</td> </tr> <tr> <td>原田 博二</td> <td>長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長</td> <td>日本近世史</td> </tr> <tr> <td>山田 由香里</td> <td>長崎総合科学大学工学部 教授</td> <td>建築史</td> </tr> <tr> <td>渡邊 貴史○</td> <td>長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授</td> <td>都市計画</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関係団体</td> <td>岩本 繁幸</td> <td>宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長</td> <td>重要文化財 所有者</td> </tr> <tr> <td>鉄川 進</td> <td>(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)</td> <td>建築 まちづくり</td> </tr> <tr> <td>桐野 耕一</td> <td>長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長</td> <td>まちづくり</td> </tr> <tr> <td>浦瀬 徹</td> <td>(一社)長崎国際観光コンベンション協会 専務理事</td> <td>観光</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">行政機関</td> <td>長崎県土木部都市政策課長</td> <td></td> <td rowspan="2">長崎県</td> </tr> <tr> <td>長崎県教育庁学芸文化課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎市まちづくり部長</td> <td></td> <td rowspan="2">長崎市</td> </tr> <tr> <td>長崎市文化観光部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎会長 ○副会長 ※役職等は委員当時</p> <p style="text-align: center;"><b>長崎市歴史的風致保存・整備委員会名簿</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>所属団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高尾 忠志◎</td> <td>九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監</td> </tr> <tr> <td>下川 達彌</td> <td>活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長</td> </tr> <tr> <td>安武 敦子</td> <td>長崎大学大学院工学研究科 准教授</td> </tr> <tr> <td>浜谷 信彦</td> <td>活水女子大学健康生活学部 教授</td> </tr> <tr> <td>梅元 建治○</td> <td>(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事</td> </tr> <tr> <td>鯨島 和夫</td> <td>浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表</td> </tr> <tr> <td>野村 孝一</td> <td>東山手地区町並み保存会 副会長</td> </tr> <tr> <td>高橋 真理子</td> <td>東山手地球館 マネージャー</td> </tr> <tr> <td>山下 典子</td> <td>(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長</td> </tr> <tr> <td>坂井 恵子</td> <td>備スタジオリイズ エディター</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎会長 ○副会長 ※役職等は委員当時</p>	区分	氏名	所属団体等	備考	学識経験者	下川 達彌◎	活水女子大学学術研究所 特別教授 長崎市文化財審議会 会長	考古学 博物館学	原田 博二	長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長	日本近世史	山田 由香里	長崎総合科学大学工学部 教授	建築史	渡邊 貴史○	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授	都市計画	関係団体	岩本 繁幸	宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長	重要文化財 所有者	鉄川 進	(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)	建築 まちづくり	桐野 耕一	長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長	まちづくり	浦瀬 徹	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 専務理事	観光	行政機関	長崎県土木部都市政策課長		長崎県	長崎県教育庁学芸文化課長		長崎市まちづくり部長		長崎市	長崎市文化観光部長		氏名	所属団体等	高尾 忠志◎	九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監	下川 達彌	活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長	安武 敦子	長崎大学大学院工学研究科 准教授	浜谷 信彦	活水女子大学健康生活学部 教授	梅元 建治○	(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事	鯨島 和夫	浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表	野村 孝一	東山手地区町並み保存会 副会長	高橋 真理子	東山手地球館 マネージャー	山下 典子	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長	坂井 恵子	備スタジオリイズ エディター	<p>(P 3)</p> <p style="text-align: right;">序章</p> <p style="text-align: center;"><b>長崎市歴史的風致維持向上協議会名簿</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>所属団体等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">学識経験者</td> <td>下川 達彌◎</td> <td>活水女子大学学術研究所 特別教授 長崎市文化財審議会 会長</td> <td>考古学 博物館学</td> </tr> <tr> <td>原田 博二</td> <td>長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長</td> <td>日本近世史</td> </tr> <tr> <td>山田 由香里</td> <td>長崎総合科学大学工学部 教授</td> <td>建築史</td> </tr> <tr> <td>渡邊 貴史○</td> <td>長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授</td> <td>都市計画</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">関係団体</td> <td>岩本 繁幸</td> <td>宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長</td> <td>重要文化財 所有者</td> </tr> <tr> <td>鉄川 進</td> <td>(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)</td> <td>建築 まちづくり</td> </tr> <tr> <td>桐野 耕一</td> <td>長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長</td> <td>まちづくり</td> </tr> <tr> <td>浦瀬 徹</td> <td>(一社)長崎国際観光コンベンション協会 専務理事</td> <td>観光</td> </tr> <tr> <td>公募</td> <td>竹中 晴美</td> <td>オフィス・タック 代表取締役</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">行政機関</td> <td>長崎県土木部都市政策課長</td> <td></td> <td rowspan="2">長崎県</td> </tr> <tr> <td>長崎県教育庁学芸文化課長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長崎市まちづくり部長</td> <td></td> <td rowspan="2">長崎市</td> </tr> <tr> <td>長崎市文化観光部長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎会長 ○副会長 ※役職等は委員当時</p> <p style="text-align: center;"><b>長崎市歴史的風致保存・整備委員会名簿</b></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>所属団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高尾 忠志◎</td> <td>九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監</td> </tr> <tr> <td>下川 達彌</td> <td>活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長</td> </tr> <tr> <td>安武 敦子</td> <td>長崎大学大学院工学研究科 准教授</td> </tr> <tr> <td>浜谷 信彦</td> <td>活水女子大学健康生活学部 教授</td> </tr> <tr> <td>梅元 建治○</td> <td>(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事</td> </tr> <tr> <td>鯨島 和夫</td> <td>浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表</td> </tr> <tr> <td>野村 孝一</td> <td>東山手地区町並み保存会 副会長</td> </tr> <tr> <td>高橋 真理子</td> <td>東山手地球館 マネージャー</td> </tr> <tr> <td>山下 典子</td> <td>(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長</td> </tr> <tr> <td>坂井 恵子</td> <td>備スタジオリイズ エディター</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎会長 ○副会長 ※役職等は委員当時</p>	区分	氏名	所属団体等	備考	学識経験者	下川 達彌◎	活水女子大学学術研究所 特別教授 長崎市文化財審議会 会長	考古学 博物館学	原田 博二	長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長	日本近世史	山田 由香里	長崎総合科学大学工学部 教授	建築史	渡邊 貴史○	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授	都市計画	関係団体	岩本 繁幸	宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長	重要文化財 所有者	鉄川 進	(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)	建築 まちづくり	桐野 耕一	長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長	まちづくり	浦瀬 徹	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 専務理事	観光	公募	竹中 晴美	オフィス・タック 代表取締役		行政機関	長崎県土木部都市政策課長		長崎県	長崎県教育庁学芸文化課長		長崎市まちづくり部長		長崎市	長崎市文化観光部長		氏名	所属団体等	高尾 忠志◎	九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監	下川 達彌	活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長	安武 敦子	長崎大学大学院工学研究科 准教授	浜谷 信彦	活水女子大学健康生活学部 教授	梅元 建治○	(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事	鯨島 和夫	浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表	野村 孝一	東山手地区町並み保存会 副会長	高橋 真理子	東山手地球館 マネージャー	山下 典子	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長	坂井 恵子	備スタジオリイズ エディター
区分	氏名	所属団体等	備考																																																																																																																																
学識経験者	下川 達彌◎	活水女子大学学術研究所 特別教授 長崎市文化財審議会 会長	考古学 博物館学																																																																																																																																
	原田 博二	長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長	日本近世史																																																																																																																																
	山田 由香里	長崎総合科学大学工学部 教授	建築史																																																																																																																																
	渡邊 貴史○	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授	都市計画																																																																																																																																
関係団体	岩本 繁幸	宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長	重要文化財 所有者																																																																																																																																
	鉄川 進	(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)	建築 まちづくり																																																																																																																																
	桐野 耕一	長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長	まちづくり																																																																																																																																
	浦瀬 徹	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 専務理事	観光																																																																																																																																
行政機関	長崎県土木部都市政策課長		長崎県																																																																																																																																
	長崎県教育庁学芸文化課長																																																																																																																																		
	長崎市まちづくり部長		長崎市																																																																																																																																
	長崎市文化観光部長																																																																																																																																		
氏名	所属団体等																																																																																																																																		
高尾 忠志◎	九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監																																																																																																																																		
下川 達彌	活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長																																																																																																																																		
安武 敦子	長崎大学大学院工学研究科 准教授																																																																																																																																		
浜谷 信彦	活水女子大学健康生活学部 教授																																																																																																																																		
梅元 建治○	(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事																																																																																																																																		
鯨島 和夫	浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表																																																																																																																																		
野村 孝一	東山手地区町並み保存会 副会長																																																																																																																																		
高橋 真理子	東山手地球館 マネージャー																																																																																																																																		
山下 典子	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長																																																																																																																																		
坂井 恵子	備スタジオリイズ エディター																																																																																																																																		
区分	氏名	所属団体等	備考																																																																																																																																
学識経験者	下川 達彌◎	活水女子大学学術研究所 特別教授 長崎市文化財審議会 会長	考古学 博物館学																																																																																																																																
	原田 博二	長崎史談会 会長 長崎市文化財審議会 副会長	日本近世史																																																																																																																																
	山田 由香里	長崎総合科学大学工学部 教授	建築史																																																																																																																																
	渡邊 貴史○	長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科 教授	都市計画																																																																																																																																
関係団体	岩本 繁幸	宗教法人カトリック長崎大司教区 法人事務所長	重要文化財 所有者																																																																																																																																
	鉄川 進	(一社)長崎県建築士会 会長 (長崎市景観整備機構)	建築 まちづくり																																																																																																																																
	桐野 耕一	長崎市景観まちづくり連絡協議会 会長	まちづくり																																																																																																																																
	浦瀬 徹	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 専務理事	観光																																																																																																																																
公募	竹中 晴美	オフィス・タック 代表取締役																																																																																																																																	
行政機関	長崎県土木部都市政策課長		長崎県																																																																																																																																
	長崎県教育庁学芸文化課長																																																																																																																																		
	長崎市まちづくり部長		長崎市																																																																																																																																
	長崎市文化観光部長																																																																																																																																		
氏名	所属団体等																																																																																																																																		
高尾 忠志◎	九州大学大学院持続可能な社会のための決断科学センター 准教授 長崎市景観専門監																																																																																																																																		
下川 達彌	活水女子大学文学部 教授 長崎市文化財審議会 会長																																																																																																																																		
安武 敦子	長崎大学大学院工学研究科 准教授																																																																																																																																		
浜谷 信彦	活水女子大学健康生活学部 教授																																																																																																																																		
梅元 建治○	(一社)ナガサキベイデザインセンター 代表理事																																																																																																																																		
鯨島 和夫	浪の平地区まちづくり協議会 会長 長崎住まい・まちづくりトラスト 代表																																																																																																																																		
野村 孝一	東山手地区町並み保存会 副会長																																																																																																																																		
高橋 真理子	東山手地球館 マネージャー																																																																																																																																		
山下 典子	(一社)長崎国際観光コンベンション協会 さるく推進部長																																																																																																																																		
坂井 恵子	備スタジオリイズ エディター																																																																																																																																		

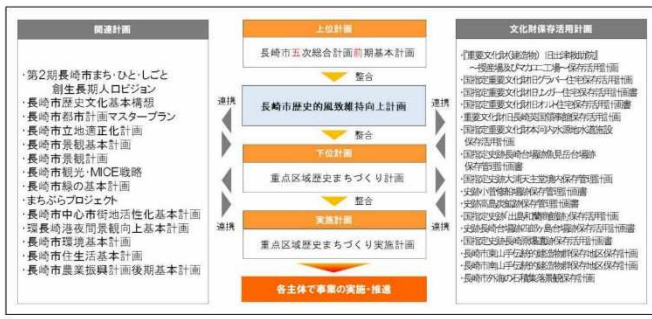

■新旧対応表

新	旧
<p>(P 195)</p> <p style="text-align: center;">第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p><b>1 長崎市全体に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針</b></p> <p>長崎市には、令和5年(2023)1月時点で国指定の文化財47件(国宝3件、重要文化財32件、重要無形民俗文化財1件、史跡9件、天然記念物2件)、国選定重要伝統的建造物群保存地区2地区、国選定重要文化的景観1件、国認定旧重要美術品4件、国登録文化財32件(登録有形文化財31件、登録記念物1件)、長崎県指定文化財70件、長崎市指定文化財131件の計287件が所在している。このほか国の記録選択5件(記録作成等の措置を講ずべき無形文化財1件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財4件)がある。</p> <p>国、長崎県及び長崎市の指定文化財については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、その他関係法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存のための適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して、文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。</p> <p>これら文化財のうち保存活用(管理)計画を策定しているものについては、計画に基づき適正な保存管理、環境保全、防災、活用を図る。保存活用計画未策定の文化財についても、適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に取り組む。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観については、保存計画に基づく歴史的建造物や歴史的な市街地環境・景観などの保全、整備に努める。</p> <p>伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。未指定の文化財についても一層の実態把握を進め、価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づく適切な保存・活用に努める。</p> <p>また、長崎市歴史文化基本構想において設定した歴史文化保存活用区域や関連文化財群の考え方に基づき、歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めて行く。さらに、今後、長崎県において策定予定の「文化財保存活用大綱」を踏まえた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。</p> <p><b>(2) 文化財の修理(整備)に関する方針</b></p> <p>文化財の修理・整備については、所有者・管理者等との協議のもと、保存状態などを考慮して計画的に実施する。この場合においては、文化財本来の価値を損なわないよう、史料や必要な調査に基づく修理・整備によりその真正性を担保するとともに、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令を遵守し、文化庁、長崎県学芸文化課との協議や、長崎市文化財審議会、長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会、及び個別の文化財の保存・整備委員会における専門家の指導・助言を踏まえて実施する。</p> <p>文化財の修理・整備に携わる技術者やヘリテージマネージャー等の専門家の育成を支援するとともに、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、長崎県の補助制度の活用と併せ、長崎市指定文化財等保存整備事業補助金による支援措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">195</p>	<p>(P 195)</p> <p style="text-align: center;">第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p><b>1 長崎市全体に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針</b></p> <p>長崎市には、令和4年(2022)2月時点で国指定の文化財47件(国宝3件、重要文化財32件、重要無形民俗文化財1件、史跡9件、天然記念物2件)、国選定重要伝統的建造物群保存地区2地区、国選定重要文化的景観1件、国認定旧重要美術品4件、国登録文化財32件(登録有形文化財31件、登録記念物1件)、長崎県指定文化財69件、長崎市指定文化財131件の計286件が所在している。このほか国の記録選択5件(記録作成等の措置を講ずべき無形文化財1件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財4件)がある。</p> <p>国、長崎県及び長崎市の指定文化財については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、その他関係法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存のための適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して、文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。</p> <p>これら文化財のうち保存活用(管理)計画を策定しているものについては、計画に基づき適正な保存管理、環境保全、防災、活用を図る。保存活用計画未策定の文化財についても、適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に取り組む。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観については、保存計画に基づく歴史的建造物や歴史的な市街地環境・景観などの保全、整備に努める。</p> <p>伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。未指定の文化財についても一層の実態把握を進め、価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づく適切な保存・活用に努める。</p> <p>また、長崎市歴史文化基本構想において設定した歴史文化保存活用区域や関連文化財群の考え方に基づき、歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めて行く。さらに、今後、長崎県において策定予定の「文化財保存活用大綱」を踏まえた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。</p> <p><b>(2) 文化財の修理(整備)に関する方針</b></p> <p>文化財の修理・整備については、所有者・管理者等との協議のもと、保存状態などを考慮して計画的に実施する。この場合においては、文化財本来の価値を損なわないよう、史料や必要な調査に基づく修理・整備によりその真正性を担保するとともに、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令を遵守し、文化庁、長崎県学芸文化課との協議や、長崎市文化財審議会、長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会、及び個別の文化財の保存・整備委員会における専門家の指導・助言を踏まえて実施する。</p> <p>文化財の修理・整備に携わる技術者やヘリテージマネージャー等の専門家の育成を支援するとともに、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、長崎県の補助制度の活用と併せ、長崎市指定文化財等保存整備事業補助金による支援措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">195</p>

■新旧対応表

新	旧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>(P51)</p> <p style="text-align: center;">第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">国</th> <th colspan="2">県</th> <th colspan="2">市</th> </tr> <tr> <th>指定</th> <th>選定</th> <th>認定</th> <th>登録</th> <th>指定</th> <th>指定</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">有形文化財</td> <td>建造物</td> <td>25</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>9</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>書跡・典籍</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">無形文化財</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形の民俗文化財</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形の民俗文化財</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物</td> <td>遺跡</td> <td>9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13</td> <td>41</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>名勝地</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物、植物、地質鉱物</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>12</td> <td>23</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">文化的景観</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝統的建造物群</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>131</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>47</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>32</td> <td>70</td> <td>131</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">長崎市の文化財件数 (令和4年(2022)2月時点)</p> <p>記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1件                  明清楽 (県指定無形文化財)</p> <p>記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4件                  竜踊 (県指定無形民俗文化財)                  野母の盆踊 (県指定無形民俗文化財)                  竹ん芸 (市指定無形民俗文化財)                  手熊・桶沼のモットモ</p> <p>※備考 記録選択されている文化財には県指定・市指定の文化財と重複するものがある。</p>	種類		国				県		市		指定	選定	認定	登録	指定	指定			有形文化財	建造物	25	-	-	30	9	14			絵画	4	-	4	-	9	3			彫刻	1	-	-	-	5	1			工芸品	-	-	-	-	5	18			書跡・典籍	1	-	-	-	2	9			古文書	-	-	-	-	2	2			考古資料	-	-	-	-	2	-			歴史資料	4	-	-	1	2	5			無形文化財		-	-	-	-	2	-			民俗文化財	有形の民俗文化財	-	-	-	-	1	7			無形の民俗文化財	1	-	-	-	5	7			記念物	遺跡	9	-	-	-	13	41			名勝地	-	-	-	1	1	1			動物、植物、地質鉱物	2	-	-	-	12	23			文化的景観		-	1	-	-	-	-			伝統的建造物群		-	2	-	-	131	-			合計		47	3	4	32	70	131			<p>(P51)</p> <p style="text-align: center;">第1章 長崎市の歴史的風致形成の背景</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">国</th> <th colspan="2">県</th> <th colspan="2">市</th> </tr> <tr> <th>指定</th> <th>選定</th> <th>認定</th> <th>登録</th> <th>指定</th> <th>指定</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">有形文化財</td> <td>建造物</td> <td>25</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>30</td> <td>9</td> <td>14</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>絵画</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>8</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>彫刻</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工芸品</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>18</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>書跡・典籍</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>古文書</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>考古資料</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歴史資料</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">無形文化財</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">民俗文化財</td> <td>有形の民俗文化財</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無形の民俗文化財</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">記念物</td> <td>遺跡</td> <td>9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13</td> <td>41</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>名勝地</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>動物、植物、地質鉱物</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>12</td> <td>23</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">文化的景観</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">伝統的建造物群</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>131</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>47</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>32</td> <td>69</td> <td>131</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">長崎市の文化財件数 (令和4年(2022)2月時点)</p> <p>記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1件                  明清楽 (県指定無形文化財)</p> <p>記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 4件                  竜踊 (県指定無形民俗文化財)                  野母の盆踊 (県指定無形民俗文化財)                  竹ん芸 (市指定無形民俗文化財)                  手熊・桶沼のモットモ</p> <p>※備考 記録選択されている文化財には県指定・市指定の文化財と重複するものがある。</p>	種類		国				県		市		指定	選定	認定	登録	指定	指定			有形文化財	建造物	25	-	-	30	9	14			絵画	4	-	4	-	8	3			彫刻	1	-	-	-	5	1			工芸品	-	-	-	-	5	18			書跡・典籍	1	-	-	-	2	9			古文書	-	-	-	-	2	2			考古資料	-	-	-	-	2	-			歴史資料	4	-	-	1	2	5			無形文化財		-	-	-	-	2	-			民俗文化財	有形の民俗文化財	-	-	-	-	1	7			無形の民俗文化財	1	-	-	-	5	7			記念物	遺跡	9	-	-	-	13	41			名勝地	-	-	-	1	1	1			動物、植物、地質鉱物	2	-	-	-	12	23			文化的景観		-	1	-	-	-	-			伝統的建造物群		-	2	-	-	131	-			合計		47	3	4	32	69	131		
種類				国				県		市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	指定	選定		認定	登録	指定	指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
有形文化財	建造物	25	-	-	30	9	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	絵画	4	-	4	-	9	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	彫刻	1	-	-	-	5	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	工芸品	-	-	-	-	5	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	書跡・典籍	1	-	-	-	2	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	古文書	-	-	-	-	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	考古資料	-	-	-	-	2	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	歴史資料	4	-	-	1	2	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
無形文化財		-	-	-	-	2	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
民俗文化財	有形の民俗文化財	-	-	-	-	1	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	無形の民俗文化財	1	-	-	-	5	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
記念物	遺跡	9	-	-	-	13	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	名勝地	-	-	-	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	動物、植物、地質鉱物	2	-	-	-	12	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
文化的景観		-	1	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
伝統的建造物群		-	2	-	-	131	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
合計		47	3	4	32	70	131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
種類		国				県		市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		指定	選定	認定	登録	指定	指定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
有形文化財	建造物	25	-	-	30	9	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	絵画	4	-	4	-	8	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	彫刻	1	-	-	-	5	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	工芸品	-	-	-	-	5	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	書跡・典籍	1	-	-	-	2	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	古文書	-	-	-	-	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	考古資料	-	-	-	-	2	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	歴史資料	4	-	-	1	2	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
無形文化財		-	-	-	-	2	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
民俗文化財	有形の民俗文化財	-	-	-	-	1	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	無形の民俗文化財	1	-	-	-	5	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
記念物	遺跡	9	-	-	-	13	41																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	名勝地	-	-	-	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	動物、植物、地質鉱物	2	-	-	-	12	23																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
文化的景観		-	1	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
伝統的建造物群		-	2	-	-	131	-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
合計		47	3	4	32	69	131																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
51	51																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

■新旧対応表

新	旧
<p>(P 154)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>3 上位計画・関連計画との関係性</p> <p>本計画は、長崎市第四次総合計画後期基本計画を上位計画として整合を図るとともに、関連計画や文化財保存活用計画と連携を図る。</p>  <p>本計画の位置付け</p> <p>(1) 上位計画</p> <p>ア 長崎市第五次総合計画前期基本計画（令和4年（2022）3月策定）</p> <p>長崎市では、令和4年（2022）度から令和14年（2032）度までの10年間のまちづくりの指針となる「長崎市第五次総合計画」を策定し、「個性輝く世界都市」と「希望あふれる人間都市」を将来の都市像として掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として、8項目のまちづくりの方針と39項目の基本施策を定めている。</p> <p>本計画は特に、まちづくりの方針A「私たちは『独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち』を目指します」との関連が深く、この方針を実現するための基本施策として「地域の個性を守り、活かし、伝えます」、「交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます」を定めている。</p> <p>そのほか、方針B「私たちは『平和を愛し、平和の文化を育むまち』をめざします」、方針C「私たちは『人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち』をめざします」、方針E「私たちは『だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち』をめざします」、方針H「私たちは『参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち』をめざします」との関連も深い。</p> <p>154</p>	<p>(P 154)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>3 上位計画・関連計画との関係性</p> <p>本計画は、長崎市第四次総合計画後期基本計画を上位計画として整合を図るとともに、関連計画や文化財保存活用計画と連携を図る。</p>  <p>本計画の位置付け</p> <p>(1) 上位計画</p> <p>ア 長崎市第四次総合計画後期基本計画（平成28年（2016）3月策定）</p> <p>長崎市では、平成23年（2011）度から令和2年（2020）度までの10年間のまちづくりの指針となる「長崎市第四次総合計画」を策定し、「個性輝く世界都市」と「希望あふれる人間都市」を将来の都市像として掲げ、「つながりと創造で新しい長崎へ」をまちづくりの基本姿勢として、8項目のまちづくりの方針と43項目の基本施策を定めている。</p> <p>本計画は特に、まちづくりの方針A「私たちは『住む人が誇り、誰もが訪れたいまち』をめざします」との関連が深く、この方針を実現するための基本施策として「歴史・文化遺産を守り、活かし、伝えます」、「まちなみ、自然を活かし、まちの質を高めます」、「交流のための都市機能を高め、交流を促進し、賑わいを創出します」を定めている。</p> <p>そのほか、方針B「私たちは『平和を願い、求め、つくるまち』をめざします」、方針C「私たちは『活力に満ち、発展し続けるまち』をめざします」、方針E「私たちは『安全・安心で快適に暮らせるまち』をめざします」、方針H「基本構想の推進（つながる+創造する）」との関連も深い。</p> <p>154</p>



■新旧対応表

新

(P 155)

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

基本構想では、長崎市の「まちづくりの基本姿勢」として、令和12年度(2030年度)までに「まちづくりの目標」を実現するための8つの「まちづくりの方針」を定めています。

前期基本計画では前章の4期間(令和7年度)までに取り組む各種施策を推進しています。

めざす姿  
2030年の姿

- みんなであつなげて、暮らしやすさをつくり続けています
- 産業がもたらす活力と技術の進歩を取り入れ、生活の質が高まっています
- 交流の歴史に培われた多様な魅力で人を惹きつけています
- 平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献しています

「個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市」

「まちづくりの基本姿勢 つながり創造で新しい長崎へ」

「世界都市とは…『魅力あふれるまち』」

「人間都市とは…『希望あふれるまち』」

「つながり創造で新しい長崎へ」

長崎市第五次総合計画(前期基本計画)の施策体系図

(2) 関連計画

長崎市第五次総合計画前期基本計画に定める8項目のまちづくりの方針に沿って、長崎市では様々な計画を策定している。本計画は、関連する様々な分野における個別計画との整合、調整、連携を図りながら実施していく。

ア 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン(令和2年(2020)3月策定)

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、令和2年度から5か年の目標や施策の基本的方向などをまとめた「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

この総合戦略の実行にあたっては、行政だけの取り組みだけではなく、産学官金労言士の各団体や市民が当事者意識を持って、様々な知恵や新たな発想を積極的に取り入れながら、施策や事業を戦略的かつ横断的に展開していくとともに、スピード感と柔軟性を持って、総合戦略の着実な実施に取り組んでいくこととしている。

目標と取組姿勢として、「今後大きく変わるまちを訪れてくる交流人口をまちとつなげて、地域経済の活性化を確実に進めるため、『交流の産業化』という目標を掲げ、インバウンドやMICE、スポーツ、文化などを通じた多くの訪問客を迎えることで、昭和の観光都市から21世紀の交流都市に進化し、『交流の産業化』の成果を高める。」としている。

155

旧

(P 155)

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

基本構想では、長崎市の「まちづくりの基本姿勢」として、令和12年度(2030年度)までに「まちづくりの目標」を実現するための8つの「まちづくりの方針」を定めています。

前期基本計画では前章の4期間(令和7年度)までに取り組む各種施策を推進しています。

めざす姿  
2030年の姿

- みんなであつなげて、暮らしやすさをつくり続けています
- 産業がもたらす活力と技術の進歩を取り入れ、生活の質が高まっています
- 交流の歴史に培われた多様な魅力で人を惹きつけています
- 平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献しています

「個性輝く世界都市 希望あふれる人間都市」

「まちづくりの基本姿勢 つながり創造で新しい長崎へ」

「世界都市とは…『魅力あふれるまち』」

「人間都市とは…『希望あふれるまち』」

「つながり創造で新しい長崎へ」

長崎市第四次総合計画(後期基本計画)の施策体系図

(2) 関連計画

長崎市第四次総合計画後期基本計画に定める8項目のまちづくりの方針に沿って、長崎市では様々な計画を策定している。本計画は、関連する様々な分野における個別計画との整合、調整、連携を図りながら実施していく。

ア 第2期長崎市まち・ひと・しごと創生長期人口ビジョン(令和2年(2020)3月策定)

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口減少の克服と地域活力の向上に向け、令和2年度から5か年の目標や施策の基本的方向などをまとめた「第2期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。

この総合戦略の実行にあたっては、行政だけの取り組みだけではなく、産学官金労言士の各団体や市民が当事者意識を持って、様々な知恵や新たな発想を積極的に取り入れながら、施策や事業を戦略的かつ横断的に展開していくとともに、スピード感と柔軟性を持って、総合戦略の着実な実施に取り組んでいくこととしている。

目標と取組姿勢として、「今後大きく変わるまちを訪れてくる交流人口をまちとつなげて、地域経済の活性化を確実に進めるため、『交流の産業化』という目標を掲げ、インバウンドやMICE、スポーツ、文化などを通じた多くの訪問客を迎えることで、昭和の観光都市から21世紀の交流都市に進化し、『交流の産業化』の成果を高める。」としている。

155

■新旧対応表

新	旧
<p>(P 195)</p> <p style="text-align: center;">第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p><b>1 長崎市全体に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針</b></p> <p>長崎市には、令和5年(2023)1月時点で国指定の文化財47件(国宝3件、重要文化財32件、重要無形民俗文化財1件、史跡9件、天然記念物2件)、国選定重要伝統的建造物群保存地区2地区、国選定重要文化的景観1件、国認定旧重要美術品4件、国登録文化財32件(登録有形文化財31件、登録記念物1件)、長崎県指定文化財70件、長崎市指定文化財131件の計287件が所在している。このほか国の記録選択5件(記録作成等の措置を講ずべき無形文化財1件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財4件)がある。</p> <p>国、長崎県及び長崎市の指定文化財については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、その他関係法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存のための適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して、文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。</p> <p>これら文化財のうち保存活用(管理)計画を策定しているものについては、計画に基づき適正な保存管理、環境保全、防災、活用を図る。保存活用計画未策定の文化財についても、適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に取り組む。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観については、保存計画に基づく歴史的建造物や歴史的な市街地環境・景観などの保全、整備に努める。</p> <p>伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。未指定の文化財についても一層の実態把握を進め、価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づく適切な保存・活用に努める。</p> <p>また、長崎市歴史文化基本構想において設定した歴史文化保存活用区域や関連文化財群の考え方に基づき、歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めて行く。さらに、今後、長崎県において策定予定の「文化財保存活用大綱」を踏まえた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。</p> <p><b>(2) 文化財の修理(整備)に関する方針</b></p> <p>文化財の修理・整備については、所有者・管理者等との協議のもと、保存状態などを考慮して計画的に実施する。この場合においては、文化財本来の価値を損なわないよう、史料や必要な調査に基づく修理・整備によりその真正性を担保するとともに、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令を遵守し、文化庁、長崎県学芸文化課との協議や、長崎市文化財審議会、長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会、及び個別の文化財の保存・整備委員会における専門家の指導・助言を踏まえて実施する。</p> <p>文化財の修理・整備に携わる技術者やヘリテージマネージャー等の専門家の育成を支援するとともに、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、長崎県の補助制度の活用と併せ、長崎市指定文化財等保存整備事業補助金による支援措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">195</p>	<p>(P 195)</p> <p style="text-align: center;">第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p><b>1 長崎市全体に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針</b></p> <p>長崎市には、令和4年(2022)2月時点で国指定の文化財47件(国宝3件、重要文化財32件、重要無形民俗文化財1件、史跡9件、天然記念物2件)、国選定重要伝統的建造物群保存地区2地区、国選定重要文化的景観1件、国認定旧重要美術品4件、国登録文化財32件(登録有形文化財31件、登録記念物1件)、長崎県指定文化財69件、長崎市指定文化財131件の計286件が所在している。このほか国の記録選択5件(記録作成等の措置を講ずべき無形文化財1件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財4件)がある。</p> <p>国、長崎県及び長崎市の指定文化財については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例、その他関係法令に基づき、所有者・管理者と連携しながら保存のための適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して、文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。</p> <p>これら文化財のうち保存活用(管理)計画を策定しているものについては、計画に基づき適正な保存管理、環境保全、防災、活用を図る。保存活用計画未策定の文化財についても、適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に取り組む。また、重要伝統的建造物群保存地区、重要文化的景観については、保存計画に基づく歴史的建造物や歴史的な市街地環境・景観などの保全、整備に努める。</p> <p>伝統芸能や民俗芸能などの無形文化財と無形の民俗文化財については、保存団体等に対する後継者育成や用具等の修理・整備への支援に引き続き取り組む。未指定の文化財についても一層の実態把握を進め、価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づく適切な保存・活用に努める。</p> <p>また、長崎市歴史文化基本構想において設定した歴史文化保存活用区域や関連文化財群の考え方に基づき、歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めて行く。さらに、今後、長崎県において策定予定の「文化財保存活用大綱」を踏まえた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。</p> <p><b>(2) 文化財の修理(整備)に関する方針</b></p> <p>文化財の修理・整備については、所有者・管理者等との協議のもと、保存状態などを考慮して計画的に実施する。この場合においては、文化財本来の価値を損なわないよう、史料や必要な調査に基づく修理・整備によりその真正性を担保するとともに、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令を遵守し、文化庁、長崎県学芸文化課との協議や、長崎市文化財審議会、長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会、及び個別の文化財の保存・整備委員会における専門家の指導・助言を踏まえて実施する。</p> <p>文化財の修理・整備に携わる技術者やヘリテージマネージャー等の専門家の育成を支援するとともに、修理・整備に要する所有者等の財政的な負担軽減を図るため、国、長崎県の補助制度の活用と併せ、長崎市指定文化財等保存整備事業補助金による支援措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">195</p>

■新旧対応表

新	旧
<p>( P 198 )</p> <p><b>長崎市歴史的風致維持向上計画</b></p> <p>ど、適切な保護措置を講じる。また、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、新たな遺跡が発見された場合には開発者等へ報告を求めており、必要に応じて適切な保護措置を講じる。</p> <p><b>(8) 文化財の保存・活用の体制と今後の方針</b></p> <p>長崎市では、文化財の保存・活用に関する事務を文化観光部文化財課が主管しており、学芸員6名、建築技術職員2名、事務職員7名、総数15名の職員を配置している。附属機関として、長崎市文化財保護条例に基づき、考古資料、美術工芸、キリシタン史各2名、建造物、古文書、民俗、地質、天然記念物、土木工学各1名の計12名の学識経験者で構成される長崎市文化財審議会を設置している。また、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置しているほか、長崎市指定文化財等保存・整備委員会を設置し、個別の指定文化財の保存や整備、活用等の重要事項について審議を行っている。</p> <p>文化財の保存・活用に関する事務のうち出島和蘭商館跡の復元整備に関する事務は、文化観光部出島復元整備室で所管しており、学芸員2名、事務職員3名、計5名の職員を配置し、附属機関として長崎市出島史跡整備審議会を設置している。その他、文化観光部内には、長崎学の調査研究を行う長崎学研究所(学芸員3名配置)と2つの世界文化遺産に関する事務等を行う世界遺産室、原爆被爆対策部内には、被爆資料の調査収集等を行う被爆継承課(学芸員2名配置)がある。今後も庁内関連部局が文化庁、長崎県教育委員会などの関係機関や附属機関と連携し、文化財行政を推進する。</p> <p>長崎市では、文化観光の一層の推進を図ることを目的として、地方自治法第180条の7の規定に基づき、平成20年(2008)4月より文化財の保護に関する事務を首長部局の職員が補助執行している。</p> <p>※職員配置数は、令和5年(2023)1月時点</p> <p><b>(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</b></p> <p>文化財の保存・活用には、行政だけでなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、引き続きこれら団体の活動の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援するとともに、官民連携による文化財の保存・活用の取組みを推進する。</p> <p>198</p>	<p>( P 198 )</p> <p><b>長崎市歴史的風致維持向上計画</b></p> <p>ど、適切な保護措置を講じる。また、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、新たな遺跡が発見された場合には開発者等へ報告を求めており、必要に応じて適切な保護措置を講じる。</p> <p><b>(8) 文化財の保存・活用の体制と今後の方針</b></p> <p>長崎市では、文化財の保存・活用に関する事務を文化観光部文化財課が主管しており、学芸員6名、建築技術職員2名、事務職員6名、総数14名の職員を配置している。附属機関として、長崎市文化財保護条例に基づき、考古資料、美術工芸、キリシタン史各2名、建造物、古文書、民俗、地質、天然記念物、土木工学各1名の計12名の学識経験者で構成される長崎市文化財審議会を設置している。また、長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき長崎市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置しているほか、長崎市指定文化財等保存・整備委員会を設置し、個別の指定文化財の保存や整備、活用等の重要事項について審議を行っている。</p> <p>文化財の保存・活用に関する事務のうち出島和蘭商館跡の復元整備に関する事務は、文化観光部出島復元整備室で所管しており、学芸員2名、事務職員3名、計5名の職員を配置し、附属機関として長崎市出島史跡整備審議会を設置している。その他、文化観光部内には、長崎学の調査研究を行う長崎学研究所(学芸員2名配置)と2つの世界文化遺産に関する事務等を行う世界遺産室、原爆被爆対策部内には、被爆資料の調査収集等を行う被爆継承課(学芸員1名配置)がある。今後も庁内関連部局が文化庁、長崎県教育委員会などの関係機関や附属機関と連携し、文化財行政を推進する。</p> <p>長崎市では、文化観光の一層の推進を図ることを目的として、地方自治法第180条の7の規定に基づき、平成20年(2008)4月より文化財の保護に関する事務を首長部局の職員が補助執行している。</p> <p>※職員配置数は、令和4年(2022)2月時点</p> <p><b>(9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針</b></p> <p>文化財の保存・活用には、行政だけでなく、地域において文化財の保存・活用に取り組んでいる地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、引き続きこれら団体の活動の活性化を図るため、必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援するとともに、官民連携による文化財の保存・活用の取組みを推進する。</p> <p>198</p>



■新旧対応表

新	旧
<p>(P201)</p> <p style="text-align: center;">第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>2 重点区域に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</b></p> <p>重点区域は長崎市の歴史的建造物が集積する区域である。令和5年(2023)1月時点で重点区域内には2つの重要伝統的建造物群保存地区があり、地区内には国宝1件(大浦天主堂)をはじめ、旧グラバー住宅など重要文化財8件、長崎県指定有形文化財1件、長崎市指定有形文化財1件を含む歴史的建造物53件が所在しており、石畳の道路や石溝、煉瓦塀、居留地境や地番を示す石標などが、旧外国人居留地の歴史的風致を伝えている。さらに、重要伝統的建造物群保存地区外においても、登録有形文化財1件、景観重要建造物2件が所在している。</p> <p>重点区域内の指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例及び長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令、長崎市東山手伝統的建造物群保存地区保存計画及び長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、所有者・管理者と連携しながら引き続き保存のために適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。</p> <p>令和5年(2023)1月時点で保存活用(管理)計画が策定されている国宝大浦天主堂、重要文化財4件(旧グラバー住宅・旧オルト住宅・旧リンガー住宅・旧長崎英国領事館)及び史跡大浦天主堂境内については、計画に基づき、適正な保存管理、環境保全、防災、活用の取組みを進めて行く。保存活用計画未策定の文化財についても適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に努める。</p> <p>伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物などのうち、歴史的風致の維持及び向上に資するものについては、所有者・管理者と協議しながら歴史的風致形成建造物への指定を検討し、適切な保存・活用を図る。また、地域に根差している伝統行事や祭礼等を含め民俗文化財については、必要に応じて調査等を行い、記録の作成や指定など、適切な保存・活用に努める。さらに、重点区域内の未指定の文化財のうち、特に価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づき、適切な保存・活用に努める。</p> <p>長崎市歴史文化基本構想において重点区域一帯は、「海外交流拠点遺跡区域」として歴史文化保存活用区域に設定されており、「長崎居留地と国際航路」のテーマに関連文化財群が設定されている。歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めていく。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業</li> <li>■重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業</li> <li>■伝統的建造物(民間所有)保存整備補助事業</li> <li>■グラバー園伝統的建造物耐震対策事業</li> <li>■重要文化財旧オルト住宅保存整備事業</li> </ul> <p style="text-align: center;">201</p>	<p>(P201)</p> <p style="text-align: center;">第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</p> <p><b>2 重点区域に関する事項</b></p> <p><b>(1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画</b></p> <p>重点区域は長崎市の歴史的建造物が集積する区域である。令和4年(2022)2月時点で重点区域内には2つの重要伝統的建造物群保存地区があり、地区内には国宝1件(大浦天主堂)をはじめ、旧グラバー住宅など重要文化財8件、長崎県指定有形文化財1件、長崎市指定有形文化財1件を含む歴史的建造物53件が所在しており、石畳の道路や石溝、煉瓦塀、居留地境や地番を示す石標などが、旧外国人居留地の歴史的風致を伝えている。さらに、重要伝統的建造物群保存地区外においても、登録有形文化財1件、景観重要建造物2件が所在している。</p> <p>重点区域内の指定文化財及び重要伝統的建造物群保存地区については、文化財保護法や長崎県文化財保護条例、長崎市文化財保護条例及び長崎市伝統的建造物群保存地区保存条例その他関係法令、長崎市東山手伝統的建造物群保存地区保存計画及び長崎市南山手伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、所有者・管理者と連携しながら引き続き保存のために適切な措置を講じるとともに、地域住民の理解のもと、民間事業者等と連携して文化財の価値や魅力を高めるための効果的な活用を図る。</p> <p>令和4年(2022)2月時点で保存活用(管理)計画が策定されている国宝大浦天主堂、重要文化財4件(旧グラバー住宅・旧オルト住宅・旧リンガー住宅・旧長崎英国領事館)及び史跡大浦天主堂境内については、計画に基づき、適正な保存管理、環境保全、防災、活用の取組みを進めて行く。保存活用計画未策定の文化財についても適切な保存整備や活用を図るため、保存活用計画の策定指針などに則って、計画の策定に努める。</p> <p>伝統的建造物群保存地区外に所在する登録有形文化財、景観重要建造物などのうち、歴史的風致の維持及び向上に資するものについては、所有者・管理者と協議しながら歴史的風致形成建造物への指定を検討し、適切な保存・活用を図る。また、地域に根差している伝統行事や祭礼等を含め民俗文化財については、必要に応じて調査等を行い、記録の作成や指定など、適切な保存・活用に努める。さらに、重点区域内の未指定の文化財のうち、特に価値が認められるものについては、指定・登録制度に基づき、適切な保存・活用に努める。</p> <p>長崎市歴史文化基本構想において重点区域一帯は、「海外交流拠点遺跡区域」として歴史文化保存活用区域に設定されており、「長崎居留地と国際航路」のテーマに関連文化財群が設定されている。歴史的風致の維持及び向上のため、文化財とその周辺環境を含めた一体的な保存・活用を図るための取組みを進めていく。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業</li> <li>■重要文化財旧グラバー住宅主屋保存整備事業</li> <li>■伝統的建造物(民間所有)保存整備補助事業</li> <li>■グラバー園伝統的建造物耐震対策事業</li> <li>■重要文化財旧オルト住宅保存整備事業</li> </ul> <p style="text-align: center;">201</p>



■新旧対応表

新	旧
<p>(P 205)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>が行われている。また、大浦青年会を中心とした市民団体が組織された実行委員会により、毎年9月中旬に開催される「長崎居留地まつり」では、外国人居留地であった地区の歴史や文化を発信する多彩な取組みが行われている。区域内にある大浦小学校では、子供たちがまち歩きを通して地域の歴史や洋館の魅力に触れる地域学習の時間を設けているほか、活水女子大学の学生と町並み保存会との協働により、地区内の周遊を促すため、QRコードを介してインターネット上のマップと連携するしおり型の情報ツール「洋館とりっぷ」を作成するなど、重点区域内では、様々な普及・啓発の取組みが行われている。</p> <p>今後も、重点区域内の市民団体等と連携しながら、歴史的風致の維持及び向上を図るため、文化財の保存及び活用についての普及啓発活動に取り組んでいく。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ながさき歴史の学校事業</li> <li>■出前講座</li> <li>■まちなか賑わいづくり活動支援事業</li> <li>■田浪平小学校跡地広場整備事業</li> <li>■案内・誘導サイン整備事業</li> </ul> <p><b>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、近代の遺跡「小曾根鼎山窯跡」1箇所があり、ここで開発行為が行われるときは、試掘調査を実施したあと、必要に応じて本調査を実施する。調査によって遺構等が確認された場合は、関係部局や長崎県との連携のもと、適切な保護措置を講じる。</p> <p>重点区域内は、幕末に設置された長崎居留地の範囲内であるため、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、今後新たに遺跡が発見される可能性があることから、開発者に協力を求めるなど、適切な措置を講じていく。</p> <p><b>(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画</b></p> <p>重点区域内において文化財の保存・活用に取り組む団体として、伝統的建造物群保存地区内の洋館所有者を中心に地域住民等で組織されている東山手地区町並み保存会及び南山手地区町並み保存会、浪の平地区まちづくり協議会、大浦青年会やNPO、活水女子大学のサークル、その他の市民団体などがあり、様々な活動を展開している。</p> <p>文化財の保存・活用には、行政だけではなく、地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、それらが相互に連携・調整を図るための「重点区域歴史まちづくり協議会」を組織し、歴史まちづくりの取組みを推進する。</p> <p style="text-align: center;">205</p>	<p>(P 205)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 文化財の保存又は活用に関する事項</b></p> <p>が行われている。また、大浦青年会を中心とした市民団体が組織された実行委員会により、毎年9月中旬に開催される「長崎居留地まつり」では、外国人居留地であった地区の歴史や文化を発信する多彩な取組みが行われている。区域内にある大浦小学校では、子供たちがまち歩きを通して地域の歴史や洋館の魅力に触れる地域学習の時間を設けているほか、活水女子大学の学生と町並み保存会との協働により、地区内の周遊を促すため、QRコードを介してインターネット上のマップと連携するしおり型の情報ツール「洋館とりっぷ」を作成するなど、重点区域内では、様々な普及・啓発の取組みが行われている。</p> <p>今後も、重点区域内の市民団体等と連携しながら、歴史的風致の維持及び向上を図るため、文化財の保存及び活用についての普及啓発活動に取り組んでいく。</p> <p><b>【対応する事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ながさき歴史の学校事業</li> <li>■出前講座</li> <li>■まちなか賑わいづくり活動支援事業</li> </ul> <p><b>(7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画</b></p> <p>重点区域内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、近代の遺跡「小曾根鼎山窯跡」1箇所があり、ここで開発行為が行われるときは、試掘調査を実施したあと、必要に応じて本調査を実施する。調査によって遺構等が確認された場合は、関係部局や長崎県との連携のもと、適切な保護措置を講じる。</p> <p>重点区域内は、幕末に設置された長崎居留地の範囲内であるため、周知の埋蔵文化財包蔵地となっていない箇所についても、今後新たに遺跡が発見される可能性があることから、開発者に協力を求めるなど、適切な措置を講じていく。</p> <p><b>(8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画</b></p> <p>重点区域内において文化財の保存・活用に取り組む団体として、伝統的建造物群保存地区内の洋館所有者を中心に地域住民等で組織されている東山手地区町並み保存会及び南山手地区町並み保存会、浪の平地区まちづくり協議会、大浦青年会やNPO、活水女子大学のサークル、その他の市民団体などがあり、様々な活動を展開している。</p> <p>文化財の保存・活用には、行政だけではなく、地域住民や市民活動団体、教育機関、民間事業者等との連携が不可欠であることから、それらが相互に連携・調整を図るための「重点区域歴史まちづくり協議会」を組織し、歴史まちづくりの取組みを推進する。</p> <p style="text-align: center;">205</p>





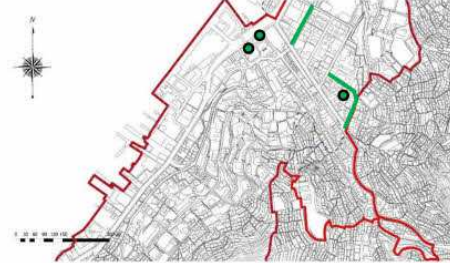

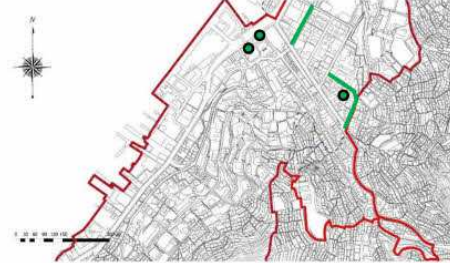



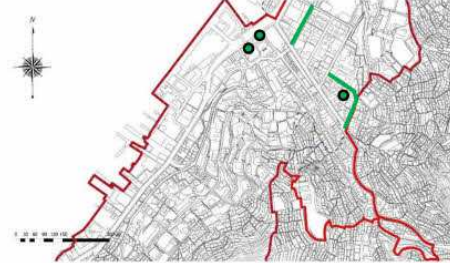

■新旧対応表

新	旧
<p>( P 207 )</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <p>(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3-1 出前講座</li> <li>3-2 ながさき歴史の学校事業</li> <li>3-3 住宅リフォーム支援補助金</li> <li>3-4 定住促進空き家活用補助金</li> <li>3-5 空き家・空き地情報バンク制度</li> <li>3-6 地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援</li> </ul> <p>(4) 賑わいの創出に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4-1 まちなか賑わいづくり活動支援事業</li> <li>4-2 旧浪平小学校跡地広場整備事業</li> <li>4-3 案内・誘導サイン整備事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">207</p>	<p>( P 207 )</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <p>(3) 歴史的な営みや活動の継承に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3-1 出前講座</li> <li>3-2 ながさき歴史の学校事業</li> <li>3-3 住宅リフォーム支援補助金</li> <li>3-4 定住促進空き家活用補助金</li> <li>3-5 空き家・空き地情報バンク制度</li> <li>3-6 地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援</li> </ul> <p>(4) 賑わいの創出に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4-1 まちなか賑わいづくり活動支援事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">207</p>

■新旧対応表

新	旧
<p>(P 208)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>各事業の位置</p> <p>208</p>	<p>(P 208)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <p>各事業の位置</p> <p>208</p>

■新旧対応表

新	旧																												
<p>(P 219)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <p style="text-align: right;">事業番号 2-5</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業名</td> <td>夜間景観整備事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和 2 年度～令和 5 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>環長崎港地域 </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、中・近景及び遠景からの視点による夜間景観整備を行う。本事業においては、夜を歩いて楽しむ中・近景の夜間景観づくりのために、歴史的建造物や観光施設のライトアップと、それらをつなぐ回遊路の街路灯等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ライトアップ 2 か所 日本基督教団長崎教会、旧香港上海銀行長崎支店記念館</li> <li>●街路灯 4 路線 伊勢町大浦町線、大浦町下町 1 号線、南山手町 1 号線ほか 1 路線、南山手町 4 号線</li> <li>●整備イメージ </li> </ul> <p style="text-align: center;">整備前（祈念坂）      整備後（手すり照明設置）</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td>歴史的建造物とその価値に基づき適切にライトアップされ、それらをつなぐ公共空間の灯りも併せて整備を行うことで、夜間景観が向上し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">219</p>	事業名	夜間景観整備事業	事業主体	長崎市	事業期間	令和 2 年度～令和 5 年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	事業箇所	環長崎港地域 	事業概要	<p>環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、中・近景及び遠景からの視点による夜間景観整備を行う。本事業においては、夜を歩いて楽しむ中・近景の夜間景観づくりのために、歴史的建造物や観光施設のライトアップと、それらをつなぐ回遊路の街路灯等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ライトアップ 2 か所 日本基督教団長崎教会、旧香港上海銀行長崎支店記念館</li> <li>●街路灯 4 路線 伊勢町大浦町線、大浦町下町 1 号線、南山手町 1 号線ほか 1 路線、南山手町 4 号線</li> <li>●整備イメージ </li> </ul> <p style="text-align: center;">整備前（祈念坂）      整備後（手すり照明設置）</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物とその価値に基づき適切にライトアップされ、それらをつなぐ公共空間の灯りも併せて整備を行うことで、夜間景観が向上し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。	<p>(P 219)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <p style="text-align: right;">事業番号 2-5</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業名</td> <td>夜間景観整備事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和 2 年度～令和 7 年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>環長崎港地域 </td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、中・近景及び遠景からの視点による夜間景観整備を行う。本事業においては、夜を歩いて楽しむ中・近景の夜間景観づくりのために、歴史的建造物や観光施設のライトアップと、それらをつなぐ回遊路の街路灯等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ライトアップ 3 か所 日本基督教団長崎教会、旧長崎税関下り松派出所、旧香港上海銀行長崎支店記念館</li> <li>●街路灯 2 路線 伊勢町大浦町線、下町大浦町 1 号線</li> <li>●整備イメージ </li> </ul> <p style="text-align: center;">整備前（祈念坂）      整備後（手すり照明設置）</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td>歴史的建造物とその価値に基づき適切にライトアップされ、それらをつなぐ公共空間の灯りも併せて整備を行うことで、夜間景観が向上し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">219</p>	事業名	夜間景観整備事業	事業主体	長崎市	事業期間	令和 2 年度～令和 7 年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	事業箇所	環長崎港地域 	事業概要	<p>環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、中・近景及び遠景からの視点による夜間景観整備を行う。本事業においては、夜を歩いて楽しむ中・近景の夜間景観づくりのために、歴史的建造物や観光施設のライトアップと、それらをつなぐ回遊路の街路灯等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ライトアップ 3 か所 日本基督教団長崎教会、旧長崎税関下り松派出所、旧香港上海銀行長崎支店記念館</li> <li>●街路灯 2 路線 伊勢町大浦町線、下町大浦町 1 号線</li> <li>●整備イメージ </li> </ul> <p style="text-align: center;">整備前（祈念坂）      整備後（手すり照明設置）</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物とその価値に基づき適切にライトアップされ、それらをつなぐ公共空間の灯りも併せて整備を行うことで、夜間景観が向上し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。
事業名	夜間景観整備事業																												
事業主体	長崎市																												
事業期間	令和 2 年度～令和 5 年度																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）																												
事業箇所	環長崎港地域 																												
事業概要	<p>環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、中・近景及び遠景からの視点による夜間景観整備を行う。本事業においては、夜を歩いて楽しむ中・近景の夜間景観づくりのために、歴史的建造物や観光施設のライトアップと、それらをつなぐ回遊路の街路灯等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ライトアップ 2 か所 日本基督教団長崎教会、旧香港上海銀行長崎支店記念館</li> <li>●街路灯 4 路線 伊勢町大浦町線、大浦町下町 1 号線、南山手町 1 号線ほか 1 路線、南山手町 4 号線</li> <li>●整備イメージ </li> </ul> <p style="text-align: center;">整備前（祈念坂）      整備後（手すり照明設置）</p>																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物とその価値に基づき適切にライトアップされ、それらをつなぐ公共空間の灯りも併せて整備を行うことで、夜間景観が向上し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												
事業名	夜間景観整備事業																												
事業主体	長崎市																												
事業期間	令和 2 年度～令和 7 年度																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）																												
事業箇所	環長崎港地域 																												
事業概要	<p>環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、中・近景及び遠景からの視点による夜間景観整備を行う。本事業においては、夜を歩いて楽しむ中・近景の夜間景観づくりのために、歴史的建造物や観光施設のライトアップと、それらをつなぐ回遊路の街路灯等を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ライトアップ 3 か所 日本基督教団長崎教会、旧長崎税関下り松派出所、旧香港上海銀行長崎支店記念館</li> <li>●街路灯 2 路線 伊勢町大浦町線、下町大浦町 1 号線</li> <li>●整備イメージ </li> </ul> <p style="text-align: center;">整備前（祈念坂）      整備後（手すり照明設置）</p>																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物とその価値に基づき適切にライトアップされ、それらをつなぐ公共空間の灯りも併せて整備を行うことで、夜間景観が向上し、市全体の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。																												



■新旧対応表

新	旧																												
(P221)	(P221)																												
第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項																												
事業番号2-7	事業番号2-7																												
<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>景観支障物件の除却</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和4年度～令和11年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">旧紅葉本館前の整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">東山手洋風住宅群（7棟）前の整備イメージ</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>主要な動線や視点場からの洋館や港への眺望景観が確保されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	景観支障物件の除却	事業主体	長崎市	事業期間	令和4年度～令和11年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	事業箇所	重点区域全域	事業概要	<p>主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">旧紅葉本館前の整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">東山手洋風住宅群（7棟）前の整備イメージ</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>主要な動線や視点場からの洋館や港への眺望景観が確保されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>景観支障物件の除却</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和4年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">旧紅葉本館前の整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">東山手洋風住宅群（7棟）前の整備イメージ</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>主要な動線や視点場からの洋館や港への眺望景観が確保されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table>	事業名	景観支障物件の除却	事業主体	長崎市	事業期間	令和4年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	事業箇所	重点区域全域	事業概要	<p>主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">旧紅葉本館前の整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">東山手洋風住宅群（7棟）前の整備イメージ</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>主要な動線や視点場からの洋館や港への眺望景観が確保されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>
事業名	景観支障物件の除却																												
事業主体	長崎市																												
事業期間	令和4年度～令和11年度																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）																												
事業箇所	重点区域全域																												
事業概要	<p>主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">旧紅葉本館前の整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">東山手洋風住宅群（7棟）前の整備イメージ</p>																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>主要な動線や視点場からの洋館や港への眺望景観が確保されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																												
事業名	景観支障物件の除却																												
事業主体	長崎市																												
事業期間	令和4年度																												
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）																												
事業箇所	重点区域全域																												
事業概要	<p>主要な動線や視点場から洋館や港への眺望の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">旧紅葉本館前の整備イメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">  </div> <p style="text-align: center;">東山手洋風住宅群（7棟）前の整備イメージ</p>																												
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>主要な動線や視点場からの洋館や港への眺望景観が確保されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																												
221	221																												

■新旧対応表

新	旧														
<p>(P230)</p> <p>長崎市歴史的風致維持向上計画</p> <table border="1"> <tr> <td>事業名</td> <td>旧浪平小学校跡地広場整備事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和5年度～令和6年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>旧浪平小学校跡地</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>南山手地区重要伝統的建造物群保存地区内にある旧浪平小学校跡地について、防災機能を持った地域の拠点となる多目的広場等として整備を行うもの。</p>  <p style="text-align: center;">整備イメージ</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>拠点となる広場を整備することで、来訪者の回遊が促進されるとともに、営みや活動の基盤となる暮らし環境の充実化が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">230</p>	事業名	旧浪平小学校跡地広場整備事業	事業主体	長崎市	事業期間	令和5年度～令和6年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	事業箇所	旧浪平小学校跡地	事業概要	<p>南山手地区重要伝統的建造物群保存地区内にある旧浪平小学校跡地について、防災機能を持った地域の拠点となる多目的広場等として整備を行うもの。</p>  <p style="text-align: center;">整備イメージ</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>拠点となる広場を整備することで、来訪者の回遊が促進されるとともに、営みや活動の基盤となる暮らし環境の充実化が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<p>(P-)</p>
事業名	旧浪平小学校跡地広場整備事業														
事業主体	長崎市														
事業期間	令和5年度～令和6年度														
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）														
事業箇所	旧浪平小学校跡地														
事業概要	<p>南山手地区重要伝統的建造物群保存地区内にある旧浪平小学校跡地について、防災機能を持った地域の拠点となる多目的広場等として整備を行うもの。</p>  <p style="text-align: center;">整備イメージ</p>														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>拠点となる広場を整備することで、来訪者の回遊が促進されるとともに、営みや活動の基盤となる暮らし環境の充実化が図られることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>														

■新旧対応表

新	旧														
<p>(P231)</p> <p style="text-align: center;">第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="288 328 931 914"> <tr> <td>事業名</td> <td>案内・誘導サイン整備事業</td> </tr> <tr> <td>事業主体</td> <td>長崎市</td> </tr> <tr> <td>事業期間</td> <td>令和5年度～令和8年度</td> </tr> <tr> <td>支援事業名</td> <td>社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）</td> </tr> <tr> <td>事業箇所</td> <td>重点区域全域</td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td> <p>回遊行動の拠点等に歴史的建造物や観光施設等の名称、位置、写真、概要について示した案内サインを整備するとともに、交差点等に施設の名称、距離、進行方向について示した誘導サインの整備を行うもの。</p>  <p style="text-align: center;">整備イメージ</p> </td> </tr> <tr> <td>事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由</td> <td> <p>来訪者の回遊が促進されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">231</p>	事業名	案内・誘導サイン整備事業	事業主体	長崎市	事業期間	令和5年度～令和8年度	支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）	事業箇所	重点区域全域	事業概要	<p>回遊行動の拠点等に歴史的建造物や観光施設等の名称、位置、写真、概要について示した案内サインを整備するとともに、交差点等に施設の名称、距離、進行方向について示した誘導サインの整備を行うもの。</p>  <p style="text-align: center;">整備イメージ</p>	事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>来訪者の回遊が促進されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>	<p>(P-)</p>
事業名	案内・誘導サイン整備事業														
事業主体	長崎市														
事業期間	令和5年度～令和8年度														
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）														
事業箇所	重点区域全域														
事業概要	<p>回遊行動の拠点等に歴史的建造物や観光施設等の名称、位置、写真、概要について示した案内サインを整備するとともに、交差点等に施設の名称、距離、進行方向について示した誘導サインの整備を行うもの。</p>  <p style="text-align: center;">整備イメージ</p>														
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>来訪者の回遊が促進されることで、長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>														